

令和6年5月17日

千曲市長 小川 修 一 様

千曲市情報公開及び個人情報保護審査会  
会 長 大 野 薫

### 公文書部分開示決定に対する不服申立てについて（答申）

令和6年1月4日付け地開第35号で諮問された公文書開示請求に関する不服申立てについて、次のとおり答申する。

#### 1 審査会の結論

千曲市長（以下「実施機関」という。）がした令和5年11月16日決定は妥当であるから、同決定の通り、「小川市長が〇〇〇の開発責任者と面談した記録」・令和3年6月23日付け及び令和3年11月18日付け協議結果報告書につき、個人に関する情報及び法人に関する情報を除いて、開示すべきである。

#### 2 本件に係る経緯

（1）〇〇〇〇氏（以下「公開請求者」という。）は、令和5年9月26日付けで、実施機関に対して、千曲市情報公開条例（令和4年千曲市条例第23号、以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、「小川市長が〇〇〇の開発責任者と面談し、〇〇〇の意向を確認した際の面談記録」について、公開の請求をした（以下「本件請求」という。）。

実施機関は、本件請求を同日に受理した。

（2）実施機関は、本件請求に係る行政情報で、「小川市長が〇〇〇の開発責任者と面談した記録」として令和3年6月23日付け及び令和3年11月18日付け協議結果報告書2通（以下「本件公文書」という。）については、第三者である〇〇〇〇〇〇株式会社から聴取した意見に基づき、令和5年11月16日付けで、本件請求にかかる行政情報のうち、〇〇〇〇〇株式会社の担当者の個人名及び個人名を識別できる情報は、条例第7条第2号の個人情報にあたるとして、公開しない部分とした。ま

た、〇〇〇〇〇〇株式会社やその関連会社の出店戦略、〇〇〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇のコロナ対応、〇〇〇〇〇〇株式会社の役員の所在や雇用形態、〇〇〇〇〇〇株式会社のオフィス複合型商業施設のオフィス空室状況、〇〇〇〇〇〇株式会社の物件調査予定地及び地権者会会長との面談予定は、条例第7条第3号アにいう法人の競争上の地位その他正当な利益にあたるとして、公開しない部分とした。

それ以外の本件請求に係る行政情報は、条例第8条第1項に該当するとして、公開する旨の決定をし（以下「本件決定」という。）、公開請求者に通知した。

- (3) 公開請求者は（以下「異議申立人」という。）は、令和5年12月14日付けで、本件決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。実施機関は、同月15日、本件異議申立てを受理した。

### 3 異議申立ての要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定により非開示された部分を取り消し、その開示を求めるものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の申立ての理由は、その異議申立書、弁明書及び口頭意見陳述の結果によれば、概ね以下のとおりである。

かねてから、千曲市屋代地区再開発地域に関して、〇〇〇〇〇〇株式会社が運営するショッピングモール等の出店の誘致がなされてきたところであるが、今般、出店の誘致にかかる方針転換があったところである。

市民が、出店の誘致に関する方針転換の是非等を検討するにあたっては、広く資料を得る必要があり、〇〇〇〇〇〇株式会社の担当者との面談結果を内容とする本件公文書の公開を受けることが重要である。

### 4 実施機関の意見の要旨

実施機関は、本件異議申立てに対し、次のとおり意見を述べる。

本件請求にかかる行政情報のうち、〇〇〇〇〇〇株式会社の担当者の個人名及び個人名を識別できる情報は、条例第7条第2号の個人情報にあた

るとして、公開しない部分とした。また、〇〇〇〇〇〇株式会社やその関連会社の出店戦略、〇〇〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇のコロナ対応、〇〇〇〇〇〇〇株式会社の役員の所在や雇用形態、〇〇〇〇〇〇株式会社のオフィス複合型商業施設のオフィス空室状況、〇〇〇〇〇〇株式会社の物件調査予定地及び地権者会会長との面談予定は、条例7条3号にいう法人の競争上の地位その他正当な利益にあたるとして、公開しない部分とした。

## 5 審議の経過

本件における審議の経過は次のとおりである。

令和6年2月6日	審議
3月8日	審議
4月8日	審議
5月17日	審議

## 6 審査会の判断

当審査会が、上記1の結論に至った理由は以下のとおりである。

### (1) 本件請求に係る行政情報の内容

本件請求に係る行政情報は、本件公文書である。具体的には、令和3年6月23日付け及び令和3年11月18日付け協議結果報告書である。

### (2) 本件請求に係る行政情報が非開示事由にあたるか。

情報公開請求に対して、実施機関は、非開示事由にあたらなにかぎり、公開義務を負うとされている（条例第7条柱書）。

そこで、本件請求に係る行政情報が非開示事由にあたるかどうかを検討する。

#### ア 法人に関する情報にあたる部分について

まず、本件請求に係る行政情報には、〇〇〇〇〇〇株式会社やその関連会社の出店戦略、〇〇〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇のコロナ対応、〇〇〇〇〇〇〇株式会社の役員の所在や雇用形態、〇〇〇〇〇〇株式会社のオフィス複合型商業施設のオフィス空室状況、〇〇〇〇〇〇株式会社の物件調査予定地及び地権者会会長との面談予定といった、法人に関する情報が含まれることから、条例第7条第3号アにあたるかど

うかにつき検討する。

条例第7条第3号アは、法人に関する情報であって、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものは、非開示とすると定める。

本件についてみるに、〇〇〇〇〇〇株式会社及びその関連会社の出店戦略、〇〇〇〇〇〇株式会社の物件調査予定地及び地権者会会長との面談予定は、同社の出店に関する情報であって、同社の事業活動上のノウハウにあたるものであり、営業秘密に属する情報である。

また、〇〇〇〇〇〇株式会社のオフィス複合型商業施設のオフィス空室状況であるが、同社の物件の賃貸に関する事業活動に関する情報であり、営業秘密に属する情報である。

さらに、〇〇〇〇〇〇株式会社の役員の所在や雇用形態であるが、これらの情報は、同社の開発本部の組織体制を内容とするものであって、営業秘密に属する情報である。

これらの〇〇〇〇〇〇株式会社の営業秘密に属する当該情報が公開されれば、同社と競業する他の企業が、同社の出店戦略等を知ることになり、同社が競争上不利な立場に置かれることになるなど、同社の事業活動を損なうおそれがある。

これらの法人に関する情報は、公開することによって、〇〇〇〇〇〇株式会社の「権利、競争上の地位その他正当の利益を害すると認められるもの」(条例第7条第3号ア)に該当するから、不開示とすべきである。

#### イ 個人に関する情報にあたる部分について

本件請求に係る行政情報には、〇〇〇〇〇〇株式会社の担当者の姓、役職、その担当地域も含まれている。

担当者の姓であり、その役職と担当地域があわせて明示されていることから、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」(条例第7条第2号本文)に該当するから、不開示とすべきである。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

千曲市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 大 野 薫

委 員 栗 田 晶

同 杉 浦 一 弥

同 笠 井 雪 子

同 市 川 由 紀 子